



講義ノートの周辺

Part 2 情報と社会

8 個人と公共

森 隆一

$\alpha\beta\gamma\delta\epsilon(\epsilon)\zeta\eta\theta(\vartheta)\iota\kappa\lambda\mu\nu\xi\omicron\pi(\varpi)\rho(\varrho)\sigma\varsigma\tau\upsilon\phi(\varphi)\chi\psi\omega$

$\Gamma\Delta\Theta\Lambda\Xi\Pi\Sigma\Upsilon\Phi\Psi\Omega$

ABCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZ

abcdefghijklmnopqrstuvwxyz

abcdefghijklmnopqrstuvwxyz

ABCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZ



目次

第8章	個人と公共	216
8.0	本章について	216
8.0.1	奥方・裏方	217
8.0.2	古民家	219
8.1	private と public	220
8.1.1	辞書からの考察	220
8.1.2	公・民・官	222
8.1.3	公私	223
8.2	OECDのガイドライン	225
8.3	個人情報の保護	228
8.4	情報倫理	232
8.5	情報システムの運営	234
8.5.1	情報システムにとっての危機	236
8.5.2	個人環境での危機	236
8.5.3	LANでの危機	236

第8章 個人と公共

8.0 本章について

本章についてはなにを準備すべきか、はじめは、見当がつかなかった。

前章でも同様の戸惑いはあったが、著作権に関しては、本やレコード・ビデオなどでの問題もしられていた。また、ソフトウェアに関しても、IBM産業スパイ事件や企業によるソフトウェアの大量コピーの使用なども報道されていて、なんとかでっち上げた。結局、ソフトウェアにも著作権があるというこよを広く知らしめることが目標であると思うようになった。

本章の目標は個人情報にかかわることである。個人情報保護法が施行されたのは2003年(平成15年)である。行政機関に対しては、それ以前から法整備が為されていた。

1975年(昭和50年) 地方公共団体における個人情報保護条例 制定

1988年(昭和63年) 行政機関電算機個人情報保護法 成立

1990年(平成2年) 10月全面施行

これを企業にまで広め、さらには、個人にまでも及ぶようにすることが目標となる。

本章の内容であるが、法律も整備中であり、配当学年が1年であり、就職するまでには忘れてしまうことと、法律の内容や解釈も変化していくことなどを考慮すれば、生に対して細かいことをいっても無駄に終わりがねない。

ということで、private と public に関する雑談から始めることにした。

private の訳として個人、public の訳として公共が用いられている。気分的には、訓読みのわたくしとおおやけのほうが英語の意味に少しだけ近いように思う。名詞形は privacy と publicity とおもわれる。英和辞書で、後者に“公共”はない。

8.0.1 奥方・裏方

ドイツのデパートで、店の奥への扉に private と書かれているドアを見たことがある。鍵がかかっていたかはわからない。日本では‘無断立ち入り禁止’、‘関係者以外立ち入り禁止’と書かれているところである。

日本では、(特に商店では)裏あるいは奥とよんでいた部分である。感覚的には、家族が住んでいるときは奥、住んでいない場合あるいは従業員の居る場合は裏を用いていたような気がする。奥方・裏方はこれに由来すると思っている。

上で出てきた奥方・裏方を国語辞典で調べてみた。

デジタル大辞泉「裏方」

1. 芝居で、舞台の裏側で働く人。大道具・小道具・衣装・音響・照明などの係、伝統芸能での囃子方など。→表方

2. 表立たず、陰で実質的な仕事を引き受け、すすめる人。「大会の裏方をつとめる」
3. 貴人の妻の称。奥方。内室。「ある武将の―に瘡をわづらへることあり」 咄・醒睡笑・三
4. 江戸時代以後、本願寺門主の夫人の称。

Wikipedia「奥方」

1. 奥方（おくがた）とは、家の奥の間を指す。
2. また、貴人の妻を指す尊敬語（奥の間に住むことに由来する）。奥方様[1]。

コトバンク 精選版 日本国語大辞典「御台（みだい）」

1. 天皇や貴人を敬って、その食物をのせる台をいう語。食卓。
2. 天皇や貴人の食物をいう。おもの。
3. 「みだいどころ（御台所）」の略。

同「御台（おだい）」

1. 食器を載せる台。食膳。
2. ごはんをいう女性語。

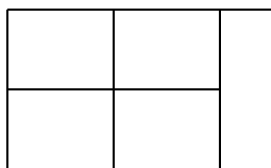
御台所は將軍の正室に対する尊称であると同時に、多くの主宰者も意味していた。

武士の正妻は奥方、商家の正妻は奥様主人は旦那様と呼ばれていた。最も、小説や映画からのイメージである。落語からは、庶民には使われていなかったようだ。スペース的には不可能であったが、生活習慣として、妻は裏の主宰者であった。男は家のこともせずにふんぞり返っていて、男尊女卑であったという人が多いが、表（外付き合い）と裏の仕事を分担していたとも考えられる。

8.0.2 古民家

古民家リフォームの動画を見ていると‘筑後50年の古民家’という紹介を聞いて、少なからずショックを受けた。父親が家を建てたのは65年前であった。1世代考えてみれば、1世代30年とすれば2世代前になる。筆者のもつ古民家のイメージは、伝統的工法で建てられた伝統的間取りの家であるが、最近は、単に古い民家として使われているようである。古民家以外の古いものはどう呼ぶべきか。中古住宅しか思いつかない。古民家と伝統的古民家というしかないであろうか。

伝統的間取りの基本は田の字配置と土間で、間仕切りは襖・障子・板戸ある。



南

他の字の部分は畳が敷かれている。(右上の部屋は床張りにされLDKに使われることもある。)
右端の部分は土間である。床は高く、式台や踏み石などが置かれる。

水回り・トイレは外部に置かれる。土間を拡張し、内部に置かれるようになる。さらに、玄関部分以外は床が敷かれ、間仕切りがされる。

8.1 private と public

8.1.1 辞書からの考察

手初めに、英和辞典で上記単語を見てみる。(恐らく、ランダムハウス英和大辞典)

private

1. ある特定の個人(人々)に属する、私有の、使用の、私的な
2. 特定の個人(人々)にかかわる、私的なグループをなす、個人的な、
3. 当事者だけに限られた、内輪の
4. 公に表明されたのでない、個人的な
5. 公職についていない、民間にある、在野の
6. 公的でない、公式でない
7. 一般には知らされない、非公開の、秘密の
8. 一般大衆の入れない、一般立ち入り禁止の、非公開の
9. 他人のいない、一人きりの
10. 私事に関する、一身上の

public

1. 公の、公共の、公衆の
2. 社会(公共)のためになされる、社会(公共)のために働く
3. 公開の、すべての人に開放された
4. 国事(公務)の、国事(公務)に従事する
5. 公立の、公営の
6. だれにも見聞きできる、公然の、おおっぴらな
7. 広く大衆に知られた、著名な

日本には、古来 private (privacy) と public (publicity) という概念と全く同じものはなかったと思われる。しかし、似たような概念はあるはずである。ということで、思いついた例が ‘publicity に反する’ という文で

ある。この文は現在の日本では普通の文と思われる。日常で用いられないかも知れないが、何かの報告書に書かれていそうである。

これを古い落語にでてきそうな言葉で言い換えたらということを考えた。浮かんできたのは‘世間が許さない’である。世間が public に近いのではないかと思えてきた。もう少し連想を続けると、‘世間体→そと’が浮かんでくる。private と public を うちとそと とを対比できるのではないかということである。

「パブ」を Wikipedia でみると、

イギリスで発達した酒場のこと。パブリック・ハウス (Public House) の略。類似呼称にバーがある。アメリカ合衆国では同スタイルの酒場はバーとなる。日本では、洋風の居酒屋のことをパブやバーと呼んでいるが、最近では酒類を提供する風俗店にもパブの名が多く使われている。

元々は酒の提供だけではなく、簡易宿泊所や雑貨屋の機能も備えた場所として18世紀から19世紀頃に発達した。1868年の文献にパブという言葉が現れたのが、この言葉が使われた最初であるとされる。この当時は、“public house” (公共の家) の名の通り、町の中の便利な社交場として存在していた。しかし、現在のイギリス都市部のパブはいわゆる居酒屋の機能しか持っていないのが普通である。イギリスの地方の町のパブには、クリケット場を併設するなど、公共の家の名残を持つものも多い。また、サッカーなどのスポーツ観戦のためには高額な衛星放送に加入しなければならない現代の英国 (アイルランド) では、パブに赴いてパブに設置された大型テレビなどで友人と共にスポーツ放送を見て休日の午後を過ごす風景は非常に一般的である。

歴然とした階級社会であったかつてのイギリスにおいては、パブの内部は二つ以上に分けられている事がしばしばあり、労働者階級用の空間 (パブリック・バー) と中流階級以上の客のための空間 (サルーン・バー (は区切られていて入り口も別につけられていた)。

8.1.2 公・民・官

公という漢字は、意味をきいかれたとき答えにくい漢字である。公共は公の意味を限定する用法であろうかなど連想していれば、きりが無い。

公を用いて古くからある用語を考えていこう。まず思いつくのは、公家である。太政大臣・左大臣・右大臣を三公と呼んだようだ。また、貴人を名前を付けてよぶとき〇〇公といった。

現代では、公社・三公社五現業・官公労・公共団体などを思いつく。地方公共団体は変な気がする。何故、地方政府としなかったのか。都政・県政という用語はあることはある。また、公共企業体という用語。公共放送と自称している団体もある。

上で述べた例では、公に public の意味が希薄であるようにも思われる。漢字の本来の意味をみるために、公・民・官を調べた。

角川、漢和中辞典 13 版 (1961 昭和 36 年) では、次のように書かれている。。

公 (会意)

一説に、厶 (私) と八とから成り、個人の利益に反するおおやけを意味するという。しかし、古い字形は「八+口」で、場所 (口) と開く (八) とから成り、公開の場所を言う。古代には一族の人々が共同の地に集まって、祭りを行った。その地を公といい、それを管理する長を公といった。ひいて、平等の意となった。

民 (象形)

把手 (とって) のある鑽 (きり) の形。たみの意に用いられるのは、きりの先の芒 (とが) の意からの借用で、芒民の意に用いられたが、ひろく人民の意に用いられるようになって、芒民の意には、氓が専用されるようになった。

官 (会意)

人の集まりの意の (?師の左) と亼 (いえ) とから成り、人が集まって仕事をするおおやけの家の意。

中国語の**公司**に対する日本語は会社である。このような例としては、**飯店**はホテルで、レストランは**餐厅**などが挙げられる。

8.1.3 公私

日本での**公**に近いのは公よりも官と思われるが、語源に関して他を調べてみると、もう少し説明が増えた次が見つかった。。

アメーバブログ 漢字の語源「公・私」

まず公を古代の象形文字で書くと (写真)

八はひらくで、下の口は、場所を表しているそうです。宮廷の中の儀礼を行う式場の平面図を表しています。ここで行われる儀礼や行事が、おおやけの仕事とされていました。よって公は、人の上に立つ人 (公家) の意味となり、おおやけのいみとなったそうです。

私を古代文字で書くと (写真)

左側の禾は、稲穂が実ってこうべを垂れている姿を表していて、左側の厶は、耜 (すき) の形を表しています。耜を使って田んぼを耕している人を私といい耕作者を表したそうです。

公は領主、私人はそれに従属する人を意味し、公私とは支配する人される人の関係を表す時に使われていた言葉だそうです。

国語辞典で調べると、厶は場所や囲みこむという意味があり。自分の分け前の稲を表したそうです。

私の語源を調べてみて、私有地とは自分が耜 (すき) を表すのかなって妙に納得してしまいました。

kanjinonaritachi.com → 漢字「官」は祈りに必要な祭壇と干し肉から成り立った会意文字です。

官(かん)は、宀と、(？師の左)(たい)が組み合わさって成り立った会意文字です。「宀」は屋根を表し、「(？師の左)」は、祭用の肉を表しています。合わせて、官という漢字は、「干し肉を祭った祭壇」から成り立った漢字なのです。

干し肉は、古代中国での戦の時には必ず必要な物でした。これは兵士たちが食べるためのものではなく、神に供えるために必要とされていました。わざわざ戦争の場に祭壇を作り、干し肉を祭るのには理由があります。それは、古代中国では生活全般で神を崇めていたからです。政治も祭りごと、シャーマン(神と交信する役職)が神に祈りを捧げてお告げを得て決められていました。

意味は、・国家の機関、役人「官庁」・生物体で特定の働きをする部分「器官」「五官」です。

公には公共につながる意味があったようだ。感覚的には公共は‘公の供するもの’あるいは‘官の隠れ蓑’のようにも思えるが、意味や使い方を調べるのも面白そうである。

8.2 OECDのガイドライン

OECD(経済協力開発機構)の「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告」での8つの原則が示されている。

1. 収集制限の原則 2. データの正確性の原則 3. 目的明確化の原則
4. 利用制限の原則 5. 安全保護の原則 6. 公開の原則
7. 個人参加の原則 8. 責任の原則

日本語訳は <https://www.jipdec.or.jp/archives/publications/J0005074.pdf>

この報告は次の6部から成る。

第1部 総論

第2部 国内適用における基本原則

訳の全文を引用する。

1.(収集制限の原則)

個人データの収集には制限を設けるべきであり、いかなる個人データも、適法かつ公正な手段によって、かつ適当な場合には、データ主体に知らせめ又は同意を得た上で、収集されるべきである。

2.(データ内容の原則)

個人データは、その利用目的に沿ったものであるべきであり、かつ利用目的に必要な範囲内で正確、完全であり最新なものに保たれなければならない。

3.(目的明確化の原則)

個人データの収集目的は、収集時よりも遅くない時点において明確化されなければならない、その後のデータの利用は、当該収集目的の達成又は当該収集目的に矛盾しないでかつ、目的の変更毎に明確化された他の目的の達成に限定されるべきである。

4. (利用制限の原則)

個人データの収集目的は、収集時よりも遅くない時点において明確化されなければならない。その後のデータの利用は、当該収集目的の達成又は当該収集目的に矛盾しないであつ、目的の変更毎に明確化された他の目的の達成に限定されるべきである。

(a) データ主体の同意がある場合、又は、

(b) 法律の規定による場合

5. (安全保護の原則)

個人データは、その紛失又は不正なアクセス、破壊、使用、修正、開示等の危険に対し、合理的な安全保護措置により保護されなければならない。

6. (公開の原則)

個人データに係わる開発、運用及び政策については、一般的な公開の政策が取られなければならない。個人データの存在、性質及びその主要な利用目的とともにデータ管理者の識別、通常の住所をはっきりさせるための手段が容易に利用できなければならない。

7. (個人参加の原則)

個人は次の権利を有する。

(a) データ管理者が自己に関するデータを有しているか否かについて、データ管理者又はその他の者から確認を得ること

(b) 自己に関するデータを、

(i) 合理的な期間内に、

(ii) もし必要なら、過度にならない費用で、

(iii) 合理的な方法で、かつ、

(iv) 自己に分かりやすい形で、自己に知らしめられること。

(c) 自己に知らしめられること。

(d) 自己に関するデータに対して異議を申し立てること、及びその異議が認められた場合には、そのデータを消去、修正、完全化、補正させること。

8. (責任の原則)

データ管理者は、上記の諸原則を実施するための措置に従う責任を有する。

第3部 責任の履行

第4部 国際的適用における基本原則 - 自由な流通と合法的制限

第5部 国内実施

第6部 国際協力と相互運用性

本ノートの摸索時には試案段階であったと記憶している。内容的には違和感もなかった。

ガイドラインを別の見方をすれば、このような問題があるという問題集と思っておけばよい。問題が無ければ、作成する必要はないからである。

8.3 個人情報保護

‘プライバシー情報’という(妙な)用語がある。プライベート情報というほうが文法的にはかなっているが、何か意図があるのだろうか。一応、プライベートに関する情報と理解しておく。

本来、“プライバシーは守られるべきもの”であり、現在、なぜ問題となっているのか。結論を先に行ってしまうと、情報通信の発達により、その影響が大きくなったことである。

“人の噂も七十五日”という諺、子供の頃は、“嫌なことを言われても暫くすれば忘れられるから、くよくよするな”というような使い方がされていたように記憶している。現在では、次の日にはクラス中に、翌週には学校全部に知れ渡ってしまうに違いない。75日ではどこまで拡がるのか。

噂の拡がりのような現象を扱う数理モデルとして **エピデミック・モデル** というものがある。簡単に言えば、人づてに伝わっていくという点では同じである。

言われている事例を挙げてみる。

- (A) 個人情報保護法が施行された直後、同窓会名簿や連絡網などが自粛された。
- (B) 教育委員会に自分の成績の開示を求めた人に対し、個人情報だから開示できないという回答があった。
- (C) ある大臣が首脳会談のために出張したとき、夜の日程を聞かれたと

き、個人情報なので答えられない(答えない)

まずは、Wikipedia の記事を引用しておく。

Wikipedia「個人情報の保護に関する法律」

この法律では個人情報の定義を「生存する個人に関する情報であつて、この情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」としている。2003年(平成15年)5月23日に成立、同年5月30日公布。一般企業に直接関わる罰則を含む第4章から第6章(現行第7章)以外の規定は即日施行され、2005年(平成17年)に全面施行された。

個人情報保護法および同施行令によって、取扱件数に関係なく、個人情報を個人情報データベース等として所持し事業に用いている事業者は個人情報取扱事業者とされ、個人情報保護委員会による命令に違反したり、個人情報取扱事業者の役員や従業員が自己または第三者の不正な利益を図る目的で、業務上取り扱った個人情報データベースを提供したりした場合等は、事業者に対して刑事罰が科される。例外規定が存在し、(1)法令に基づく場合、(2)人の生命、身体または財産の保護に必要な場合、(3)公衆衛生・児童の健全育成に特に必要は場合、(4)国等に協力する場合には、本人の同意がなくとも、個人情報の第三者提供が可能と規定されている。

個人情報保護法が制定された背景として以下の7つが挙げられる：

情報化社会の進展とプライバシー問題の認識

個人情報保護法制定の世界的潮流

OECD 理事会のプライバシー保護勧告

地方公共団体の個人情報保護条例の増加

EU 一般データ保護規則(欧州連合指令)

電子商取引におけるプライバシー保護の要請

住民基本台帳法の改正による個人情報保護法制の要請

上のことに関する印象・感想を述べていくことにする

施行時のドタバタ騒ぎは‘個人情報保護法を如何に守るか(罰せられないか)’ということである。新法の成立時には必ず起きることである。こ

こで、privacy はどういうものなのかは余り目につかなかった。

その後、卒業名簿は復活したようである。ただし、掲載同意を求められるようになったようだ。さらには、個別記載・部分記載も検討すべきでは。住所では市区町村名でとどめるとか会社名には事務職か技術職などをである。

個人(を区別する identify)情報は、原則として保護すべきである。しかし、個人が他の人の個人情報を集めることの規制は無理がある。住所録の作製や携帯電話の電話帳などである。ただし、集めた情報をネットなどで不特定多数に公開することには、規制が必要と考える。

個人の情報が、全て個人情報とは限らない。例えば、公務員の場合である。公務員が公務として行うことは、原則として、公開を妨げるべきではない。勤務時間以外に行うことは、基本的には、個人情報と考える。中間として、名刺をだして何かを行い場合は微妙と想っている。

private と public は慣習の問題、さらには、文化の問題と思われる。例えば、部屋の仕切りが、障子・襖から壁・扉にかわったのが private 元年であるという話を聞いた気がする。

個人情報に関しては、“(本人が) 言ってほしくないことは言わない” あるいは “(自分が) 言ってほしくないことは(人のことも)言わない” ことが基本となると考える。

公的機関が個人情報を集めることには、政治的な問題も生じることもあり、厳密な規制が必要と考える。OECDのガイドラインはこれを主な対象としていると思っている。

取り入れたかった事例や造った話題を挙げていく。

- (a) 防衛庁(省)の職員が「反戦家(?)」のリストを作り、内部に流布した
- (b) ノーベル賞関係の報道で、受賞者が「会社(学校)での役職と過去の仕事の内容とその説明以外の公表(報道)」を拒否したらどうなるか
- (c) 官が公に吸収されるのが民主主義かもしれない。

8.4 情報倫理

前節でのプライバシー情報と同様に、情報に関する倫理と解釈する。

倫理を辞書で見ると、“人のふみ行ふべき道。人間関係や秩序を保持する道徳”と説明されている。

‘人の道として正しい’の反対は‘人の道を踏み外す’と思われるが、多くの場合、正の反対は悪で、悪の反対は正または善であるが、後者のほうが多い気がする。善と悪を並べて、‘善悪’訓読風に‘よしあし’という使い方はあるが、‘正悪’あまりみない。正道に対しては非道という反対があるが、他には思い出せない。正否はあるが正非はない。不正という用語もあるが新しいもののような気がする。

これらから、正しいは一定の規則に沿っていると理解しておく。。

倫理に関連して道徳という用語もある。

国語大辞典では“人間がそれに従って行為すべき正当な原理(道)と、その原理に従って行為できるように育成された人間の習慣(徳)”と説明されている。

倫理が強調される場合、次のような状況がよくある。

法律(或いは、国など)による規制(取り締まり)が難しい(効果が薄い)場合に、これに替わる手段として用いられることがある。

‘情報倫理’で何が問題か、何が求められているか

情報倫理というとき、法律等で規制しにくいことを、‘情報ネットワーク

社会や情報ネットワークの存在を前提とした社会におけるルール集’ あるいは‘情報ネットワークを利用する際のルール集’ というかたちで求められている。その内容は

法規を守る。

著作権・プライバシーを侵害しない。

人に迷惑をかけない。

システムへの負担を少なくする。

などである。

JANL(日本情報倫理協会) Japan Association for Network Literacy のサイトに次のものがあった。

我々は、このような情報環境のめざましい進展が、将来を担う子供たちにとって、知的で有効な道具の利用促進になって欲しいと願っています。しかしながら、最近話題になっている子供への好ましくない情報(インターネット上のポルノやテロなどに関する有害な情報)の氾濫には、心を痛めていらしゃる方も多いと存じます。当協会では、現在、子供たちの学校教育に深く関心を持たれている関係各位の皆様に、いろいろとご意見をお伺い議論をする場を提供したいと考えております。

個人情報と同様に、“(人に)してほしくないことは、(人に)しない” という基準で考えれば、大して間違った判断はしないと思っている。

8.5 情報システムの運営

info-risk management を対象としているようだ。

種本の内容は

- 情報システムに関して起きえる危機的状況をあらかじめ予想し、
- その危機的状況を防ぐ手段を列挙し、
- そのような状況が起こったときの対処方法をあらかじめ考えておく。

ということである。

ということで、リスクマネジメントについて2つのサイトから引用する。

1つは中小企業庁のサイトで

リスクマネジメントの必要性

リスクマネジメントとは、リスクを組織的に管理(マネジメント)し、損失等の回避又は低減を図るプロセスをいい、ここでは企業の価値を維持・増大していくために、企業が経営を行っていく上で障壁となるリスク及びそのリスクが及ぼす影響を正確に把握し、事前に対策を講じることで危機発生を回避するとともに、危機発生時の損失を極小化するための経営管理手法をいう。

従来から、企業が意思決定を行う際には無意識のうちにリスクマネジメントを行っていたと思われる。しかしながら、最近では業務の複雑化によりアウトソーシング化が進んだ結果、外注先の業務停止が及ぼす自社への連鎖的影響の拡大や、従業員の法令違反により企業の経営をゆるがすような品質問題の発生等の新たなリスクが顕在化している。以前よりもリスク管理の重要性が増しており、企業がリスクマネジメントを積極的に行うことが求められている。

もう1つは、マネーフォワードクラウドという会社のサイトで

危機管理の定義

危機管理とは、発生した(もしくは今後発生する)危機に対して、適切かつ迅速な対応

を行うための一連の取り組みであり、クライシスマネジメント (Crisis Management) と呼ばれます。具体的な危機としては以下のようなものが挙げられます。

自然災害：地震や洪水、津波など

企業内部の問題：製品トラブルや法律違反など

人災：事件や事故など

リスク管理とは

リスク管理とは、想定される危機をあらかじめ防止する目的で行う一連の取り組みであり、リスクマネジメント (Risk Management) と呼ばれます。具体的なリスクや実施する目的は、基本的に危険管理と同じです。

筆者のイメージでは risk は (主として) 災害のように外的要因で起きるもので、管理などできないものである。

危機・危険・risk の意味を調べてみた。

国語大辞典で、危機は “悪い結果をもたらすかもしれない、危険で不安なとき。あぶない場面。” である危険は、“危害の生ずるおそれのあること。好ましくないことが起こる可能性。” である。一方、ランダムハウス英和大辞典で、risk は “危険に身をさらす (さらされる) こと。” である。また、management を単独で訳せば、経営であろう。これを管理と訳すことは少し違和感があるが、情報システムならば管理でもいいと思う。

info-risk management を risk に対応できる情報システムの管理と考える。

次のようなものが危機 risk として挙げられている。

8.5.1 情報システムにとっての危機

情報システムにとってどんな危機が考えられるだろうか。

A. 情報システムが停止 (物理的、運営上)

B. 不適切な利用

A としては、ケーブルのトラブル、大量のアクセス) が考えられる。B としては、プライバシーの侵害、特定の個人への誹謗等、システム関係者の犯罪 (悪用・情報の漏洩)、 ウィルスの被害などが考えられる。

8.5.2 個人環境での危機

個人使用のパソコンではどんな危機が考えられるだろうか。

停電、ディスク・クラッシュ、ウィルス、(迷惑メール)

対策: ワクチン・ソフトはかなり使われている

データはまめに保存する。(自動的に行うソフトもある) 予備電源の装置は高い

8.5.3 LANでの危機

LAN の利用者ではどんな危機が考えられるだろうか。

システム・ダウンの対策は取りようがない

システムに負担を与えない。

通常 (管理者が想定している) の利用では、殆ど負担にならない

LAN の管理者　ここは、“管理”

標準的なシステムを採用すれば、通常ではシステム・ダウンは起きない

複数のサーバーを準備し、一部がダウンした場合の、対策を行う。

利用者が、不正使用をしないように啓蒙を行う。

データ・ベースを守る

現在の便利なコンピュータが問題と考える。

外部データと内部データの区別をしていない。